



特定非営利活動法人 消費者情報ネット
第14回総会記念講演会（公開講演会）



事例で学ぶ改正消費者契約法 ～活用の仕方を学ぼう～

消費者契約法の一部を改正する法律が平成30年6月に可決成立し、令和元年6月15日に施行されます。30年改正では取り消しうる不当な勧誘行為が追加されるとともに、事業者の努力義務が明示されました。改正消費者契約法が相談現場で役立つものとなるよう事例を参考に学びたいと思います。

開催日：2019（令和元年）年5月25日（土）

時間：10時30分から12時

講師：野々山 宏 弁護士

場 所：大阪産業創造館
6階 会議室B

住所：大阪市中央区本町1-4-5

最寄駅：地下鉄堺筋線・中央線

堺筋本町駅 12・1号出口

費用：無料

講師プロフィール

弁護士
消費者契約法の改正を実現する
連絡会の代表世話人
適格消費者団体 京都消費者契
約ネットワーク（KCCN）理事長
国民生活センター 前理事長

【プログラム】

★第14回総会 9:45～10:20

終了後公開講演会とします

★記念講演会 10:30～12:00

講師 野々山 宏 弁護士

参加申し込み

メール：connet@npo-connet.org

ファックス：06-6366-5077

所属・氏名を書いてお申込みください。

ホームページからもお申込みできます。

連絡先・お問合せ

特定非営利活動法人消費者情報ネット

電話：06-6311-3456

メール：connet@npo-connet.org

<http://npo-connet.org>